

## 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日  
細則第28号

改正 平成18年3月13日細則第4号  
平成19年3月23日細則第11号  
平成19年12月12日細則第27号  
平成20年3月24日細則第11号  
平成20年5月14日細則第16号  
平成21年3月23日細則第4号  
平成22年11月30日細則第15号  
平成23年3月9日細則第2号  
平成24年3月14日細則第1号  
平成25年3月13日細則第2号  
平成25年11月27日細則第11号  
平成26年3月24日細則第7号  
平成26年12月1日細則第12号  
平成27年3月24日細則第3号  
平成28年2月1日細則第1号  
平成28年3月23日細則第5号  
平成28年12月1日細則第20号  
平成29年3月8日細則第2号  
平成30年1月19日細則第4号  
平成30年12月7日細則第10号  
平成31年3月19日細則第5号  
令和元年11月29日細則第16号  
令和2年3月19日細則第10号  
令和4年12月1日細則第9号  
令和5年12月1日細則第10号  
令和6年3月25日細則第3号

### 目 次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 級別標準職務及び級別定数（第3条、第4条）
- 第3章 級別資格基準（第5条～第10条）
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第11条～第19条）
- 第5章 昇格及び降格（第20条～第24条）
- 第6章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動（第25条～第29条）
- 第7章 削除
- 第8章 昇給（第34条～第43条）

## 第9章 特別の場合における本給月額の決定（第44条～第46条）

### 第10章 雜則（第47条）

#### 第1章 総則

##### （総則）

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年度規程第14号。以下「給与規程」という。）第5条第4項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

##### （定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 紹介規程第5条第2項の本給表（以下「本給表」という。）のうちいずれか一の本給表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の本給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第7条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 国立大学法人等職員採用試験をいう。
- (9) I種 国家公務員採用I種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (10) II種 国家公務員採用II種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (11) III種 国家公務員採用III種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (12) A種 国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験並びに国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (13) B種 国家公務員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

#### 第2章 級別標準職務

##### （級別標準職務）

第3条 紹介規程第5条第4項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

2 別表第1中、学長が特に必要と認める場合とは、人事交流等により引き続いて職員となった者の級について、この規定によらない場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときを指す。

##### （級別定数）

第4条 職務の級の定数は、職名別に学長が定める。

2 職員の職務の級は、前項の規定により定められた定数の範囲内で決定しなければなら

ない。ただし、一の職務の級の定数に欠員がある場合には、別に定めるところにより、その欠員数の範囲内でその定数を同一の職名の下位の職務の級の定数、他の職名の同一若しくは下位の職務の級の定数又は学長の定める他の本給表のこれらに相当する職務の級の定数に流用することができる。

### 第3章 級別資格基準

#### (級別資格基準表)

第5条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

#### (級別資格基準表の適用方法)

第6条 級別資格基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」及び「正規の試験に相当する試験」（以下「正規の試験等」という。）の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

(1) 正規の試験等の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、文部科学省所管の独立行政法人（以下「他の国立大学法人等」という。）に勤務する者その他別に定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験等の結果に基づいて給与特例法適用職員等（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける者及び独立行政法人に勤務する者をいう。以下この号において同じ。）となり、引き続き給与特例法適用職員等として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 一般職本給表（一）級別資格基準表の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験等のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験に相当する試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第7条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経験のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第8条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第9条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第10条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第17条の規定の適用を受けた職員及び第18条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮して別に定める期間

(2) 第25条第1項又は第27条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して別に定める期間

#### 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第11条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格を有していることにより決定する。

2 第17条各号の一に掲げる者から職員となった者又は第18条第1号若しくは第2号に規定する職種に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第12条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている

ときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第23条第1項又は第24条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第14条から第19条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができます。

(初任給基準表の適用方法)

第13条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第6条第2項の規定の例によるもの（同条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分によるものとする。）とし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第14条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができます。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験等」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「正規の試験」、「I種」、「II種」及び「A種」にあっては「大学卒」の区分、「B種」にあっては「短大卒」の区分、「III種」にあっては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって別に定めるものに従事した期間のある職

員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して学長又はその委任を受けた者が相当と認める年数を除く。) の月数については、18月) で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) に別表第8に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(別に定める数を加えて得た数を号数とする号給) とすることができる。

- (1) 第6条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験等」の区分に応じ、「正規の試験」、「I種」、「II種」及び「A種」にあっては「大学卒」の区分、「B種」にあっては「短大卒」の区分、「III種」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格) を取得した時以後の経験年数
- (2) 第6条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第1項の規定の適用を受ける者等で別に定めるものにあっては、前条第1項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数)
- (3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格) を取得した時以後の経験年数
- (4) 第1号から第2号までに該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第7条から第9条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給)

第16条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含み、当該適用される試験欄の区分が「正規の試験」及び「II種」の区分である場合は「B種」の区分は含まれないものとする。) を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第17条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給につい

て、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

- (1) 国家公務員
- (2) 地方公務員
- (3) 公庫に勤務する者
- (4) 他の国立大学法人等職員
- (5) 独立行政法人
- (6) 前5号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、国にその業務が移管される機関に勤務する者
- (7) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (8) 学長が前各号に掲げる者に準ずると認める者  
(特殊の職種に採用する場合等の号給)

第18条 次に掲げる場合において、号給の決定について第15条又は第16条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、講師、助手の職種に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合  
(特定の職員についての号給)

第19条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を級別資格基準表の資格基準を「別に定める」とこととされている職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、学長の承認を得て、第15条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

2 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めのない職種欄の区分の適用を受ける職員については、第14条から前条までの規定は適用しない。ただし、第17条各号に掲げる者から引き続いて職員となった者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、別に定めるところにより、その号給を決定することができる。

## 第5章 昇格及び降格

### (昇格)

第20条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に基づき、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級（同表の表中の資格基準を「別に定める」とこととされている場合で学長の承認を得た場合に限り、上位の職務の級）に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

- 3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。
- 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であって、別に定めるところによるときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第21条 職員が第6条第2項第1号に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第22条 国立大学法人鳴門教育大学職員休職規程（平成16年度規程第13号）第4条第1号の規定により休職した職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第20条の規定にかかわらず、学長の承認を得て、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

- 2 職員が生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第20条の規定にかかわらず、学長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第23条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けている号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2级以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第21条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、学長の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第24条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けている号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2级以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われ

たものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、学長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

#### 第6章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

- 第25条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、決定するものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

- 第26条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 平成16年4月1日（国家公務員として在職していた者については、国家公務員となった日）（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となった者（次号及び第3号に掲げる者を除く。）新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (2) 基準日の前日から引き続き在職する職員並びに基準日以後に新たに職員となった者のうち、その初任給の決定について第17条又は第18条の規定の適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。）別に定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (3) 基準日以後に新たに職員となった者のうち、別に定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号給を別に定めるところにより調整した場合に得られる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができます。
- 3 第23条及び第24条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。
- (本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)
- 第27条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。
- 2 第25条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用す

る。

(本給表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第28条 第26条第1項の規定（第3号の規定を除く。）及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第26条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と読み替えるものとする。

(役員から異動した職員の号給)

第29条 本給の適用を受ける職員が、本学の役員となり、再び本給表の適用を受けることとなった場合におけるその者の号給は、学長の承認を得て決定するものとする。

## 第7章 削除

第30条から第33条まで 削除

## 第8章 昇 給

(昇給をさせる日の特例)

第34条 紙与規程第9条第1項の学長が特に必要と認めた場合は、第40条又は第41条に定めるものとし、昇給をさせる日は、当該各条の定めるところによる。

(勤務成績の証明)

第35条 紙与規程第9条第1項の規定による昇給（第40条又は第41条に定めるところにより行うものを除く。第37条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(特定職員)

第36条 紙与規程第9条第2項の別に定める職員（以下、第37条及び第38条において「特定職員」という。）は、次に掲げる職員とする。

- (1) 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
- (2) 教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
- (3) 医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
- (4) 医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(昇給区分及び昇給の号給数)

第37条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第35条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 学長の定める事由以外の事由によって1月1日（以下「昇給日」という。）前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 学長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると学長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、別に定める割合におおむね合致していなければならない。
- 5 給与規程第9条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第23条第3項、第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）若しくは第44条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（学長の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で学長の定める号給数）とする。
- 7 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けている号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第25条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第38条 削除

第39条 削除

（研修、表彰等による昇給）

第40条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、学長の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若

しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

- (3) 就業規則第28条第2項の規定により解雇する場合 退職の日  
(特別の場合の昇給)

第41条 勤務成績が良好である職員が生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状況となった場合その他特に必要があると認められている場合には、学長の承認を得て、学長の定める日に、給与規程第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第42条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

#### 第9章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第44条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第23条第3項又は第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は別に定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を別に定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第45条 休職にされた職員が復職し若しくは育児休業及び介護休業から職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に学長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(本給の訂正)

第46条 職員の本給の決定に誤りがあり、学長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かつて行うことができる。

#### 第10章 雜 則

(この細則により難い場合の措置)

第47条 この細則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が国家公務員等の例に準じてその都度定める。

#### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった

職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日において給与規程別表第1から第7までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（学長が定める職員にあっては、学長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え）

- 4 切替日の前日において給与規程別表第1から第7までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、附則別表第3に定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして移動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置）

- 6 附則第2項の規定によりその者の切替日における職務の級を定められた職員（当該職務の級を一般職本給表（一）の10級又は教育職本給表（一）の6級に定められた職員を除く。次項において「附則第2項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの細則による改正後の細則（以下「新細則」という。）別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

（1）旧級が一般職本給表（一）の2級若しくは5級又は一般職本給表（二）の4級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

（2）前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

- 7 附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成19年3月31日までの間における新細則第20条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、一般職本給表（一）の2級若しくは5級であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに新級に通算1年以上、旧級が附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

- 8 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして

新細則第23条又は第24条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

9 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第12条第1項の規定による号給（第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる）とされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第36条各号に掲げる職員をいう。以下同じ）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における給与規程第9条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

10 平成19年1月1日までの間における第37条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（給与規程第9条第4項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE）」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）若しくは第43条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日（同日後新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）若しくは第43条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号給数の特例)

11 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第37条第5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、0）」とする。

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等)

12 平成19年1月1日において、特定職員（第37条第1項に規定する特定職員をい

う。) 以外の職員(以下「一般職員」という。)を給与規程第9条第1項の規定による昇給(第40条又は第41条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月末満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(学長の定める一般職員にあっては、学長の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が零となる一般職員
- (2) 給与規程第9条第4項の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる一般職員(給与規程第9条第4項の規定の適用を受けるものを除く。)で学長が昇給させることができないと認めるもの

13 一般職員の基準号給数は、第35条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上(給与規程第9条第4項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上)
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

14 学長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他学長の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

15 附則第12項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けている号給(同月1日において職務の給を異にする異動又は第25条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

#### 附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1中、「主任」を「チーフ」に、「係長又は専門職員」を「リーダー」に、「課長補佐又は室長」を「チームリーダー」に改正する規定は、総務部にあっては、平成19年7月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(附則の改正（平成18年細則第4号附則第9項）)

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則を改正する細則（平成18年細則第4号）附則第9項中「平成19年1月1日から平成22年1月1日（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）までの間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで

(2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において36歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において30歳に満たない者 平成19年1月1日

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(附則の改正（平成24年細則第1号附則第2項）)

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則を改正する細則（平成24年細則第1号）附則第2項第2号から第4号について、次のとおり改める。

(2) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において45歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において39歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において37歳に満たない者 平成19年1月1日

## 附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年1月1日における昇給の特例）

- 2 平成27年1月1日における第37条第5項及び第6項の規定の適用については、同条第5項中「定める号給数」とあるのは、「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、0）」と、同条第6項中「号給数に相当する数」とあるのは、「号給数に相当する数から1を減じて得た数（当該数が負となるときは、0）」とする。

（初任給に関する経過措置）

- 3 平成27年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第12条第1項の規定による号給（第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第36条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成27年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における給与規程第9条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員 平成19年から平成22年まで及び平成27年
- (2) 平成26年4月1日（以下この項において「基準日」という。）において46歳に満たない職員（次号から第5号までに掲げる職員を除く。） 平成19年から平成21年まで及び平成27年
- (3) 基準日において45歳に満たない職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。） 平成19年、平成20年及び平成27年
- (4) 基準日において40歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年及び平成27年

(5) 基準日において38歳に満たない職員 平成27年

(附則(平成18年細則第4号附則第9項)の一部改正)

4 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則を改正する細則(平成18年細則第4号)附則第9項について、次のとおり改める。

施行日から平成26年12月31日までの間に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者(平成26年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において38歳に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から第12条第1項の規定による号給(第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができるとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が特定職員(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第36条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における給与規程第9条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで

(2) 調整日において46歳に満たない者(次号及び第4号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 調整日において45歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 調整日において40歳に満たない者 平成19年1月1日  
(雑則)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成28年2月1日(以下、「施行日」という。)から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成27年4月1日から適用する。  
(経過措置)

2 平成27年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の

規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成28年12月1日（以下、「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成28年4月1日から適用する。  
ただし、第45条については、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年2月1日（以下、「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成29年4月1日から適用する。ただし、第45条については、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正

前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年12月7日（以下、「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和元年12月1日（以下、「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外

の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年12月1日から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項までに定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和5年12月1日から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

4 前項までに定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

(1) 一般職本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長又は専門職員の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
4級	1 特に困難な業務を分掌する係長又は専門職員の職務 2 課長補佐、室長又は専門員の職務
5級	1 課長又は主幹の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐、室長又は専門員の職務
6級	1 困難な業務を処理する課長、主幹又は室長の職務 2 次長の職務
7級	1 部長の職務 2 企画調整役の職務 3 特命部長の職務
8級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を処理する部長の職務 3 困難な業務を処理する企画調整役の職務 4 困難な業務を処理する特命部長の職務

(2) 一般職本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 自動車運転手の職務 2 教務助手の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする教務助手の職務
3級	1 高度な技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 高度な技能又は経験を必要とする教務助手の職務

(3) 教育職本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	教授研究の補助を行い、併せて学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う職務
2級	助教又は助手の職務
3級	講師の職務
4級	准教授の職務
5級	教授の職務

(4) 教育職本給表(二) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	附属特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	附属特別支援学校の指導教諭の職務
3級	附属特別支援学校の教頭の職務
4級	附属特別支援学校の校長の職務

(5) 教育職本給表(三) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	附属幼稚園、附属小学校又は附属中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	1 附属幼稚園の教頭の職務 2 附属小学校又は附属中学校の主幹教諭の職務
3級	1 附属幼稚園の園長の職務 2 附属小学校又は附属中学校の教頭の職務
4級	1 附属幼稚園の園長の職務（学長が特に必要と認める場合に限る。） 2 附属小学校又は附属中学校の校長の職務

(6) 医療職本給表(一) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	栄養士の職務
2級	困難な業務を行う栄養士の職務

(7) 医療職本給表(二) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務
3級	相当の技能又は経験を必要とする看護師の職務

別表第2 級別資格基準表（第5条関係）

(1) 一般職本給表（一）級別資格基準表

試験	学歴 免許等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7・8・9・10級
正規の試験に相当する試験	大学卒		3	4	4	2	2	別に定める
		0	3	7	11	13	15	
	I種	大学卒		4	4	2	2	別に定める
			0	5	9	11	13	
	II種	大学卒		3	4	4	2	別に定める
			0	3	7	11	13	
	III種	高校卒		8	4	4	2	別に定める
			0	8	12	16	18	
	A種	大学卒		3	4	4	2	別に定める
			0	3	7	11	13	
	B種	短大卒		5.5	4	4	2	別に定める
			0	6	10	14	16	
	その他	中学卒		9	4	4	2	別に定める
			3	12	16	20	22	

(2) 一般職本給表（二）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
技能職員	高校卒		6	別に定める	別に定める	別に定める
		0	6			
労務職員	中学卒		9	別に定める	別に定める	別に定める
		0	9			

## 備考

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。

## (1) 技能職員

- イ 自動車運転手
- ロ 教務助手

## (2) 労務職員 労務に従事する者

2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。

## (1) 前項第1号のイに掲げる者

3 前項各号に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数

は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(3) 教育職本給表（一）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
教 授	大学卒				3		
				0	9	16	
准教授	短大卒				3		
				0	12	19	
講 師	大学卒			6	3		
			0	6	9		
助 教 助 手	短大卒			6	3		
			0	9	12		
教務職員	大学卒			6			
			0	6			
	短大卒			6			
			0	9			

(4) 教育職本給表（二）級別資格基準表

職種	学歴免 許 等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
校 長	大学卒					
			0	0	16	25
教 頭	短大卒					
			0	0	19	28
指導教諭	大学卒					
			0	0		
	短大卒					
			0	0	19	

	短大卒		0	0		
教 諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒		0			
	短大卒	2.5				
		0	2.5			

(5) 教育職本給表（三）級別資格基準表

職 種	学歴免 許 等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
校 長	大学卒		0	0	11	24
	短大卒		0	0	14	27
園 長 教 頭 (幼稚園以 外)	大学卒		0	0	11	
	短大卒		0	0	14	
教 頭 (幼稚園) 主幹教諭	大学卒		0	0		
	短大卒		0	0		
教 諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒		0			
	短大卒		0			

(6) 医療職本給表（一）級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
栄養士	大学卒		5	
		0	5	
	短大卒	2.5	5	
		0	2.5	8

## 備考

この表を適用する場合における職員の経験年数は、栄養士免許を取得した時以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(7) 医療職本給表（二）級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級
-----	-------	---------

		1級	2級	3級
看護師	大学卒		0	5 5
	短大卒		0	7 7

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数は、看護師免許を取得した時以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	(4) 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	(6) 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特

		別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校 又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校 2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准 看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育諸学校若しく は特別支援学校の中学校部の卒業又は中等教育学校の 前期課程の修了 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格

#### 備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第4 経験年数換算表（第7条関係）

経歴	換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、国立大学法人等若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間 100分の100以下
	その他の期間 100分の80以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100分の100以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 100分の100以下
	その他の期間 100分の80以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	100分の100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの 100分の100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの 100分の50以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は100分の80以下）
	その他の期間 100分の50以下

## 備考

- 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を100分の80以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100分の100以下）とする。
- 経験年数換算表における職員は、具体的には次の職員である。
  - 国家公務員 特別職、一般職の区別なくすべての国家公務員
  - 地方公務員 地方公共団体のすべての公務員をいう。
  - 旧公共企業体 旧日本国有鉄道、旧日本専売公社、旧日本電信電話公社の職員
  - 政府関係機関 法律により、政府の業務の一部が委譲されている公庫、公団、事業団等の職員
  - 国立大学法人等 国立大学法人、大学共同利用機関法人、（独法）国立高等専門学校機構、（独法）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
  - 外国政府の職員 日本国以外の国の政府職員

別表第5 修学年数調整表（第8条関係）

学歴区分	修学年数	基 準 学 歴 区 分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

## 備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について学長が別段の定めをした職員については、学長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第12条関係）

(1) 一般職本給表（一）初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般職員	正規の試験		1級25号給
	正規の試験に相当する試験	I種相当	2級1号給
		II種相当	1級25号給
		III種相当	1級5号給
		A種	1級26号給
		B種	1級15号給
その他		高校卒	1級1号給

(2) 一般職本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号給
	中学卒	1級9号給
労務職員	1級1号給から1級29号給まで	

備考

- 職種欄の各区分については、別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第3項に規定する職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。
- 職種欄の「労務職員」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、同欄の号給として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員	8年以上14年未満	1級33号給から1級45号給まで
	14年以上	1級49号給から1級57号給まで

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 職種欄の「労務職員」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号給が「1級1号給から1級33号給まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
----	------	-----

労務職員	9年以上18年未満	1級37号給から1級57号給まで
	18年以上	1級61号給から1級69号給まで

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 5 別表第2の一般職本給表(二)級別資格基準表の備考第1項第1号のイからニまでに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、1級17号給から1級29号給までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、この表の初任給欄の号給として定められているものとして取り扱うことができる。
- 6 前項の規定の適用を受けた職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第4号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。
- 7 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

(3) 教育職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	2級37号給
	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学6卒	
教務職員	大学卒	2級1号給
	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	1級49号給
	博士課程修了	1級41号給
	修士課程修了	
	専門職学位課程修了	1級25号給
	大学6卒	
	大学卒	1級13号給
	短大卒	1級1号給

(4) 教育職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭	博士課程修了	2級29号給
	修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級1号給
栄養教諭	短大卒	1級9号給

(5) 教育職本給表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級41号給
養護教諭	修士課程修了	2級25号給
	専門職学位課程修了	
栄養教諭	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

(6) 医療職本給表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給

(7) 医療職本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給

## 備考

- 1 この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考の規定を準用する。
- 2 準看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあっては2級13号給、「短大2卒」にあっては2級94号給とする。

別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係）

## (1) 一般職本給表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 級								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	

44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	21	37	38	46	43	30	30		
55	22	38	39	47	44	30	30		
56	22	38	40	48	44	30	30		
57	23	39	41	49	45	31	30		
58	23	39	42	50	45	31	31		
59	24	40	43	51	46	31	31		
60	24	40	44	52	46	31	31		
61	25	41	45	53	47	31	31		
62	25	42	45	54	47	31			
63	26	43	45	55	48	31			
64	26	44	46	56	48	31			
65	27	45	46	57	49	31			
66	27	45	46	58	49	31			
67	28	46	47	59	50	31			
68	28	46	47	60	50	31			
69	29	47	47	61	50	31			
70	29	47	48	62	50	31			
71	29	48	48	63	50	31			
72	30	48	48	64	50	31			
73	30	49	49	65	50	31			
74	30	49	49	66	50	31			
75	31	49	49	67	50	31			
76	31	49	50	68	50	31			
77	31	49	50	68	51	31			
78	32	50	50	68	51	32			
79	32	50	51	68	51	32			
80	32	50	51	68	51	32			
81	33	50	51	69	51	32			
82	33	50	52	69	51	32			
83	33	51	52	69	51	32			
84	34	51	52	69	51	32			
85	34	51	53	69	51	33			
86	34	51	53	70	51				
87	35	51	53	70	51				
88	35	52	53	70	51				
89	35	52	54	71	52				
90	36	52	54	72	52				
91	36	52	54	73	52				
92	36	52	54	74	52				

93	37	53	55	75	53				
94		53	55						
95		53	55						
96		53	55						
97		53	55						
98		54	55						
99		54	55						
100		54	56						
101		54	56						
102		54	56						
103		55	56						
104		55	56						
105		55	56						
106		55	56						
107		55	57						
108		56	57						
109		56	57						
110		56	57						
111		56	57						
112		56	57						
113		56	57						
114		56							
115		56							
116		56							
117		57							
118		57							
119		57							
120		57							
121		57							
122		57							
123		57							
124		57							
125		57							

(2) 一般職本給表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1

10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27

59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	

108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	
121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	
124		67	76	
125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	
130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

(3) 教育職本給表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1

13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	1
19	1	1	7	1	1
20	1	1	8	1	1
21	1	1	9	1	1
22	2	2	10	1	1
23	3	3	11	1	1
24	4	4	12	1	1
25	5	5	13	1	1
26	6	6	14	1	1
27	7	7	15	1	1
28	8	8	16	1	1
29	9	9	17	1	1
30	10	10	18	2	1
31	11	11	19	3	1
32	12	12	20	4	1
33	13	13	21	5	1
34	14	14	21	6	1
35	15	15	22	7	1
36	16	16	22	8	1
37	17	17	23	9	1
38	18	18	23	10	1
39	19	19	24	11	1
40	20	20	24	12	1
41	21	21	25	13	1
42	22	22	26	14	1
43	23	23	27	15	1
44	24	24	28	16	1
45	25	25	29	17	1
46	25	26	30	17	1
47	25	27	31	18	1
48	26	28	32	18	1
49	26	29	33	19	1
50	26	29	34	19	1
51	27	30	35	20	1
52	27	30	36	20	1
53	27	31	37	21	1
54	28	31	38	21	1
55	28	32	39	22	1
56	28	32	40	22	1
57	29	33	41	23	1
58	29	33	42	23	2
59	29	33	43	24	3
60	30	34	44	24	4
61	30	34	45	25	5

62	30	34	46	25	6
63	31	35	47	26	7
64	31	35	48	26	8
65	31	35	49	27	9
66	32	36	50	27	9
67	32	36	51	28	10
68	32	36	52	28	10
69	33	37	53	29	11
70	33	37	54	29	11
71	33	38	55	29	12
72	33	38	56	30	12
73	34	39	57	30	13
74	34	39	57	30	13
75	34	40	58	31	13
76	34	40	58	31	14
77	35	41	59	31	14
78	35	41	59	32	14
79	35	42	60	32	15
80	35	42	60	32	15
81	36	43	61	33	15
82	36	43	61	33	
83	36	44	61	33	
84	36	44	62	33	
85	37	45	62	33	
86	37	45	62	33	
87	37	45	63	34	
88	38	46	63	34	
89	38	46	63	34	
90	38	46	64	34	
91	39	47	64	34	
92	39	47	64	34	
93	39	47	65	35	
94	40	48	65	35	
95	40	48	66	35	
96	40	48	66	35	
97	41	49	67	35	
98	41	49	67	35	
99	41	49	68	36	
100	41	49	68	36	
101	41	50	68	36	
102	41	50	68		
103	42	50	68		
104	42	50	68		
105	42	51	68		
106	42	51	68		
107	42	51	68		
108	42	51	68		
109	43	52	68		
110	43	52	68		

111	43	52	68		
112	43	52	68		
113	43	53	68		
114	43	53	68		
115	44	53	68		
116	44	53	68		
117	44	54	68		
118	44	54			
119	44	54			
120	44	54			
121	45	55			
122	45	55			
123	45	55			
124	45	55			
125	45	55			
126	46	56			
127	46	56			
128	46	56			
129	46	56			
130	46	56			
131	47	57			
132	47	57			
133	47	57			
134	47	57			
135	47	57			
136	48	58			
137	48	58			
138	48	58			
139	48	58			
140	48	58			
141	49	59			
142	50				
143	51				
144	52				
145	53				
146	53				
147	53				
148	54				
149	54				
150	54				
151	55				
152	55				
153	55				
154	56				
155	56				
156	56				
157	57				

(4) 教育職本給表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4

45	25	21	21	5
46	25	22	22	6
47	26	23	23	7
48	26	24	24	8
49	27	25	25	9
50	27	26	26	10
51	28	27	27	11
52	28	28	28	12
53	29	29	29	13
54	29	30	30	14
55	30	31	31	15
56	30	32	32	16
57	31	33	33	17
58	31	34	34	18
59	32	35	35	19
60	32	36	36	20
61	33	37	37	21
62	33	38	38	22
63	34	39	39	23
64	34	40	40	24
65	35	41	41	25
66	35	42	42	25
67	36	43	43	26
68	36	44	44	26
69	37	45	45	27
70	37	46	46	27
71	38	47	47	28
72	38	48	48	28
73	39	49	49	29
74	39	50	50	29
75	40	51	51	30
76	40	52	52	30
77	41	53	53	31
78	41	54	54	
79	42	55	55	
80	42	56	56	
81	43	57	57	
82	43	58	58	
83	44	59	59	
84	44	60	60	
85	45	61	61	
86	45	62	62	
87	46	63	63	
88	46	64	64	
89	47	65	65	
90	47	66	66	
91	48	67	67	
92	48	68	68	
93	49	69	68	

94	49	70	68
95	50	71	69
96	50	72	69
97	51	73	69
98	51	74	70
99	52	75	70
100	52	76	70
101	53	77	71
102	53	78	71
103	54	79	71
104	54	80	72
105	55	81	72
106	55	82	72
107	56	83	73
108	56	84	73
109	57	85	73
110	57	86	73
111	57	87	73
112	57	88	74
113	58	89	74
114	58	89	74
115	58	90	75
116	58	90	75
117	59	91	75
118	59	91	
119	59	92	
120	59	92	
121	60	92	
122	60	92	
123	60	92	
124	60	92	
125	61	92	
126	61	92	
127	61	92	
128	61	92	
129	61	92	
130	61	92	
131	62	92	
132	62	92	
133	62	92	
134	62	92	
135	62	92	
136	62	92	
137	63	92	
138	63	92	
139	63	92	
140	63	92	
141	63	93	
142	63	93	

143	64	94		
144	64	94		
145	64	95		
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

(5) 教育職本給表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1

32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	37	10	38	1
47	38	11	39	1
48	38	12	40	1
49	39	13	41	1
50	39	14	42	1
51	40	15	43	1
52	40	16	44	1
53	41	17	45	1
54	41	18	46	1
55	42	19	47	1
56	42	20	48	1
57	43	21	49	1
58	43	22	50	2
59	44	23	51	3
60	44	24	52	4
61	45	25	53	5
62	45	26	54	6
63	46	27	55	7
64	46	28	56	8
65	47	29	57	9
66	47	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	49	34	62	14
71	50	35	63	15
72	50	36	64	16
73	51	37	65	17
74	51	38	66	18
75	52	39	67	19
76	52	40	68	20
77	53	41	69	20
78	53	42	70	20
79	53	43	71	20
80	54	44	72	20

81	54	45	73	21
82	54	46	74	21
83	55	47	75	21
84	55	48	76	21
85	55	49	77	21
86	56	50	78	22
87	56	51	79	22
88	56	52	80	22
89	57	53	81	22
90	57	54	82	22
91	58	55	83	23
92	58	56	84	23
93	59	57	84	23
94	59	58	84	
95	60	59	84	
96	60	60	84	
97	61	61	84	
98	61	62	84	
99	61	63	84	
100	61	64	84	
101	62	65	84	
102	62	66	85	
103	62	67	86	
104	62	68	87	
105	63	69	87	
106	63	70	88	
107	63	71	89	
108	63	72	90	
109	64	73	91	
110	64	74	92	
111	64	75	93	
112	64	76	93	
113	65	77	93	
114	65	78	93	
115	65	79	93	
116	65	80	93	
117	66	81	93	
118	66	82		
119	66	83		
120	66	84		
121	67	85		
122	67	86		
123	67	87		
124	67	88		
125	68	89		
126		90		
127		91		
128		92		
129		93		

130		94		
131		95		
132		96		
133		96		
134		96		
135		96		
136		96		
137		96		
138		96		
139		96		
140		96		
141		96		
142		96		
143		96		
144		96		
145		96		
146		96		
147		96		
148		96		
149		96		
150		96		
151		96		
152		96		
153		96		
154		96		
155		96		
156		97		
157		98		

(6) 医療職本給表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受け ていた号給	昇 格 後 の 号 級						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1

15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	12
38	18	22	26	22	22	21	12
39	19	23	27	23	23	22	12
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	13
42	22	26	30	26	26	23	13
43	23	27	31	27	27	24	13
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	14
46	25	30	34	30	30	25	14
47	26	31	35	31	31	25	14
48	26	32	36	32	32	25	15
49	27	33	37	33	33	25	15
50	27	34	38	33	33	25	15
51	28	35	39	34	33	26	15
52	28	36	40	34	34	26	16
53	29	37	41	35	34	26	16
54	29	38	42	35	34	26	
55	30	39	43	36	35	26	
56	30	40	44	36	35	26	
57	31	41	45	37	35	27	
58	31	42	46	37	36	27	
59	32	43	47	38	36	27	
60	32	44	48	38	36	27	
61	33	45	49	39	37	27	
62	33	46	50	39	37	27	
63	34	47	51	40	38	28	

64	34	48	52	40	38	28	
65	35	49	53	41	39	28	
66	35	50	54	41	39		
67	36	51	55	41	40		
68	36	52	56	42	40		
69	37	53	57	42	40		
70	37	53	58	42	40		
71	38	54	59	43	40		
72	38	54	60	43	41		
73	39	55	61	43	41		
74	39	55	61	44	41		
75	40	56	62	44	41		
76	40	56	62	44	41		
77	41	57	63	45	42		
78	41	57	63	45	42		
79	41	57	64	45	42		
80	42	58	64	45	42		
81	42	58	65	46	42		
82	42	58	65	46	43		
83	43	59	66	46	43		
84	43	59	66	46	43		
85	43	59	67	47	43		
86		60	67	47			
87		60	68	47			
88		60	68	47			
89		60	69	47			
90		60	70	48			
91		61	71	48			
92		61	72	48			
93		61	73	48			
94		61	73	48			
95		61	74	49			
96		62	74	49			
97		62	74	49			
98		62	74	49			
99		62	74	49			
100		62	74	50			
101		63	74	50			
102		63	74	50			
103		63	74	50			
104		63	74	50			
105		63	74	51			
106			74				
107			74				
108			74				
109			74				
110			74				
111			74				
112			74				

## (7) 医療職本給表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受け ていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25

42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	41	34	46	42	33	37
59	42	35	47	43	34	37
60	42	36	48	44	34	37
61	43	37	49	45	35	37
62	43	38	50	46	35	38
63	44	39	51	47	36	38
64	44	40	52	48	36	38
65	45	41	53	49	37	38
66	46	42	54	50	37	38
67	47	43	55	51	38	39
68	48	44	56	52	38	39
69	49	45	57	53	39	39
70	50	46	58	53	39	
71	51	47	59	54	40	
72	52	48	60	54	40	
73	53	49	61	55	41	
74	54	50	62	55	41	
75	55	51	63	56	41	
76	56	52	64	56	41	
77	57	53	65	57	41	
78	58	54	66	58	41	
79	59	55	67	59	42	
80	60	56	68	60	42	
81	61	57	69	61	42	
82	62	58	70	61	42	
83	63	59	71	62	42	
84	64	60	72	62	42	
85	65	61	73	63	43	
86	65	62	74	63	43	
87	66	63	75	64	43	
88	66	64	76	64	43	
89	67	65	77	65	43	
90	67	66	78	65	43	

91	68	67	79	66	44	
92	68	68	80	66	44	
93	69	69	81	67	44	
94	70	70	82	67		
95	71	71	83	68		
96	72	72	84	68		
97	73	73	85	68		
98	74	74	85	68		
99	75	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	81	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			
116	82	84	94			
117	82	85	95			
118	82	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	83	86	96			
122	83	86	96			
123	83	86	97			
124	84	86	97			
125	84	87	97			
126	84	87				
127	84	87				
128	84	87				
129	85	88				
130	85	88				
131	85	88				
132	86	88				
133	86	89				
134	86	89				
135	87	89				
136	87	90				
137	87	90				
138	88	90				
139	88	90				

140	88	90				
141	89	91				
142	89	91				
143	89	91				
144	89	91				
145	90	91				
146	90	92				
147	90	92				
148	90	92				
149	91	92				
150	91	92				
151	91	93				
152	91	93				
153	92	93				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

## 備考

これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8 昇給号給数表（第37条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第36条各号に掲げる職員にあっては、3)	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は給与規程第9条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9 休職期間等換算表（第45条関係）

休職等の期間	換算率
就業規則第17条第1項第1号の規定による休職（業務上の事由に起因する負傷又は疾病をいう。以下この表において同じ。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下
就業規則第17条第1項第3号及び第4号の規定による休職（同項第3号の規定によるものにあっては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
就業規則第44条に規定する育児休業等の期間	
就業規則第45条に規定する介護休業等の期間	
就業規則第17条第1項第5号の規定による休職の期間	3分の2以下（学長が、必要と認めた場合にあっては、3分の3以下）
就業規則第17条第1項第1号の規定による休職（業務上の事由に起因する負傷にかかるものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	3分の1以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、2分の1以下）
就業規則第17条第1項第3号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	3分の1以下
就業規則第17条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3以下

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける本給月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。